

令和 8 年度

大阪府の施策に対する提案と予算に関する要望書に対する

大阪府からのコメント、方針等

1-2. 「地域貢献委員会」を核とした「大阪モデル」のさらなる推進

「第5期大阪府地域福祉支援計画」ならびに令和4年3月に大阪府がとりまとめた「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する提案」で示されたように、市町村における包括的な支援体制の充実に向けて、「地域貢献委員会」を市町村と社会福祉法人等との連携の基盤として位置づけ、相談支援の強化と地域づくりの充実の相乗効果を発揮する「大阪モデル」が数多くの市町村で取られるよう、市町村、市町村社協、社会福祉法人等へ積極的に働きかけることを提案します。

特に、今年度は本会「大阪しあわせネットワーク」事業が10周年を迎えるにあたって、その体制を一新し、「大阪しあわせネットワーカー」を配置することで府域と市町村域の連携促進を図るとともに、さまざまな府域の取り組みを調査・研究する機能を強化しました。

ついてはこのような、機能が十分に活かせるよう市町村に対して理解促進と必要な協力・支援が行われるよう指導することを提案します。

また、大阪府においては、これらの取り組みをより一層推進するため、「大阪らしい包括的支援体制の構築」に資する優良事例を大阪府ホームページや広報誌等で紹介・公表するとともに、表彰や認証制度の創設などにより好事例の共有と社会的評価の向上につながるよう取られること提案します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

- 府内の社会福祉法人等は「地域における公益的な取り組み」として、相談支援や地域づくり支援、社会とのつながりづくりといった参加支援に先駆的に取り組んでこられました。また、地域と社会福祉法人等とのつながりを強化し、地域福祉の取り組みを具体的に推進するため「地域貢献委員会（施設連絡会）」の組織化がすすめられています。
- これまで「地域における公益的な取り組み」を実践されてきた社会福祉法人等と市町村が連携・協働することにより、包括的な支援体制の厚みが増し、きめ細やかなセーフティネットの構築につながると考え、府では「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」において、地域貢献委員会を核にした市町村と社会福祉法人等との協働のプラットフォームづくりへの支援を行っているところです。
- 地域貢献委員会を核とした協働のプラットフォーム（大阪モデル）が府内市町村で構築されますよう、市町村、市町村社協、社会福祉法人等へ働きかけるとともに、好事例についてホームページに掲出し周知するなど、大阪モデルの社会的評価の向上に努めてまいります。

II 福祉人材の確保・育成・定着に関する施策の充実強化

II - 1. 離職防止・定着促進に向けた取り組みの支援の強化

福祉人材の確保は喫緊の課題であり、介護従事者の離職理由として、「職場の人間関係」「法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があった」「他に良い仕事・職場があった」「収入が少なかった」などが上位にあがっています。

については、離職防止や定着促進に資する取り組みを行う事業所、例えば多様な働き方の実現、復職支援や職場内研修の充実、ハラスメント対応などに取り組んでいる事業所を「見える化」する仕組みを構築するとともに、改善に取り組む事業所を後押しする大阪府独自の支援策の導入を提案します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

- 介護・福祉人材の確保を進める上で、需要の掘り起こしを行う方策のみを検討するだけでなく、介護施設等で現在就労している従事者の離職防止に努めることも不可欠であると認識しています。令和5年3月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」においても、『早期離職防止と業務改善による定着の促進』を重点項目の一つとして掲げ、取り組んでいます。
- 介護分野においては、介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、優良事例を横展開していくことで、介護職員の働く環境改善を推進することを目的として「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」について、推薦事業者を公募・選定のうえ、国に対して推薦しており、受賞者及びその内容についてホームページで紹介しております。
- また、府では、今年度、週休3日制度の導入を柱とした職場の働き方改革の実現に向けた支援を行い、働きやすい職場環境を整備し、職場定着の促進、離職率の低減、新たな人材の掘り起こしにつなぐことなどを目的とした「多様な働き方導入モデル事業」に着手しました。
この事業においては、実際に週休3日制を導入することが、介護人材の確保・定着対策として有効であるかの検証も併せて行う予定です。
- 週休3日制導入にあたっては、業務やシフトの見直しなど事業所内での様々な課題に対応してもらう必要がありますが、それらの対応経過も含め、事例として共有・見える化を

行い、府内の事業所へ横展開していくことを視野に入れて取組みを進めているところです。

- 今後も、貴会の協力も得ながら、離職防止や定着促進に資する取組等について、引き続き、検討を進めてまいります。

II - 2. 福祉人材の確保・定着のための処遇改善等の拡充

福祉現場が抱える最大の経営課題は「人材確保」です。これまで度重なる処遇改善策が講じられてきたものの、民間企業等における賃金改善に追いつかず、全産業平均との賃金格差は拡大し続けています。賃上げを行うにしても、社会福祉法人・福祉施設の収入の大部分は公定価格で決定されており、他産業のようにコストをサービスに転嫁することができません。

さらに光熱水費や物価高騰による負担増も重なり、もはや個々の法人の経営努力だけでは対応が困難な状況にあります。

福祉人材がいなければ福祉サービスは提供できず、このままだと「制度があってもサービスなし」といった地域がでてくるかもしれません。こうした状況を踏まえ以下の取り組みを推進し、そのために大阪府独自の支援施策を実施するとともに、国に対しても強く働きかけていくことを提案します。

- ①民間企業等における賃金水準の上昇を踏まえた、全産業平均に遜色のない福祉従事者の大幅な処遇改善
- ②経済情勢や物価高騰への的確な支援
- ③職員が長く働き続けられる職場環境整備（働き方改革の視点を踏まえた体制づくり）
- ④職員配置基準の拡充
- ⑤処遇改善原資の制度ごとの分断を解消し、一元化された仕組みと運用の整備、配分における法人裁量の拡大と弾力的な運用の確保
- ⑥利用者支援業務や事務負担の効率化・軽減

【府からのコメント、方針等】

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
福祉部 高齢介護室 介護事業者課
福祉部 子ども家庭局 子育て支援課
福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

（救護施設）

- 救護施設における事務費支弁基準については、国家公務員の人事院勧告に準拠して所要の改正が行われています。しかし、入所者の高齢化・重度化が深刻な問題であると認識しており、入所者の適切な支援を確保するため、福祉サービスを安定的に供給できる環境・体制の整備や、職員処遇の改善を含む人材の維持・確保に向け、引き続き国に対して処遇改善や事務費支弁基準の引き上げを要望してまいります。

（障がい福祉）

- 福祉・介護職員の処遇改善については、収入を2%程度引き上げるための措置が令和6年2月から令和6年5月までの間において実施されました。また、令和6年度の報酬改定において基本報酬や処遇改善加算に反映され、令和6年6月以降は、加算率が引き上げられたところです。
- さらに、令和7年4月には、一定の要件を満たしている障がい福祉サービス等事業所に対して、従来の障がい福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、福祉・介護職員

の人件費の改善又は職場環境改善に使うことを要件とした「大阪府障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金」を創設し、交付を実施しております。

- 引き続き、他業種との賃金格差の解消に向け、処遇改善が安定的かつ確実になされるよう、更なる財源措置を行うとともに、事務手続きの簡素化や制度の弾力運用などにより法人・事業者の負担軽減を図るよう国に要望してまいります。

（高齢介護）

- 介護職員の処遇については、介護報酬における処遇改善加算の数次に渡る改定により、改善が図られてきたところです。

府においては、引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、介護支援専門員も含め、更なる財源措置を行うとともに、事務手続きの簡素化や制度の弾力運用などにより法人・事業者の負担軽減を図ることや、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるよう、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じることについて、国に対して要望しているところです。

- ガソリン代や電気・ガス料金を含む物価高騰による介護事業者の負担増について、介護保険サービスの安定的な供給確保の観点から、介護報酬において、物価高騰を踏まえた改定の効果と、食費に係る基準費用額の据え置き等の影響を踏まえ、適切に評価・反映するよう国へ要望しております。
- 令和6年6月に大阪府介護生産性向上支援センターをオープンし、介護テクノロジー（介護ロボットやICT）の導入をはじめとした介護現場での生産性向上の取組みを支援することで介護職員の負担を軽減するなど、介護事業所等の職場環境改善に向け取り組んでいるところです。また、今年度は、介護人材の職場定着支援として、介護事業者・従事者向けカスタマーハラスメントの相談窓口の設置及び従事者等へのカスタマーハラスメント対策や理解促進のための研修を実施いたします。
- 職員の配置基準については、令和6年度介護報酬改定において、見守り機器等を導入した場合の夜間職員配置基準の緩和について、その対象が特養等のみならず老健及び短期入所療養介護にまで拡充されました。

（保育所等）

- 保育の質の確保・向上には、保育所等で働く職員の負担軽減と賃金の引上げが不可欠です。このため、全産業平均の賃金月額と大きな差がある状況を踏まえた処遇改善、物価高に対応した予算措置、働き方改革が可能な職員配置、保育現場のICT化の補助対象拡充等について国に要望しているところです。

(児童養護施設等)

- 児童養護施設等の入所施設における事務費用については、本質的に措置費で財政支援すべきものであるため、直面する物価ならびに人件費高騰等を踏まえた措置費設定をするよう国に要望しているところです。
- 児童養護施設等の職員の負担軽減についても、本来的には配置基準を見直す必要があると認識しており、基準の見直しを国に要望しているところです。
- 令和6年度、児童入所施設職員の処遇改善として措置費の単価が増額されておりますが、今後とも、児童養護施設等で働き続けることが可能な職場環境となるよう、職員配置基準の拡充や更なる処遇改善について、国に対し要望してまいります。

II - 3. 学校教育における福祉（介護・障がい・保育・児童）分野への更なる理解促進

福祉人材の確保については、福祉の仕事の魅力発信事業等、府として全庁的な取り組みを行っているものの、福祉分野の大学・短大・専門学校・福祉系高校の入学者の減少が若者人数の減少割合を超えて加速度的に進行しています。

例えば、福祉の価値や可能性を中高生にもわかりやすく理解できるような啓発ツールを大阪府として教育庁との連携のもと作成するとともに、府内全ての高校生はもとより市町村教育委員会との連携により府内全ての中学生に啓発ツールを配付する仕組みを作るなど、学校教育における福祉分野への更なる理解促進を図る取組みを提案します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

- 生産年齢人口の減少に伴い、今後の介護現場への日本人従事者の確保、特に若年層の獲得を進めていくためには、若い世代に対し、学校教育の場などにおいて、職業としての介護やその仕事のやりがいなどを知ってもらう必要があると考えます。
- 令和5年3月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」においては、将来の介護・福祉を担う人材の確保に向けた教育との連携を重点項目と定めており、介護・福祉施設での職場体験やインターンシップ事業の実施、介護職・介護業務の魅力発信などに積極的に取り組むこととしています。
- 今年度の具体的な取組みとしては、前年度までターゲットにしていた高校生・大学1，2年生から対象年齢を下げ、小・中学生やその保護者に対し、介護職の仕事の内容を具体的にイメージしてもらい、興味や関心を高めてもらえるよう、楽しみながら自然に感じ取ることができる体験型のイベントを開催する予定です。
また、イベント開催時に持ち帰りできる小冊子も作成予定としています。
次年度以降も引き続き、年代層に合わせた魅力発信に取り組んでまいります。

（保育所等）

- 令和7年度より、府内の高校生や、指定保育士養成施設の学生に向けた「保育士としてのキャリア選択推進・保育の仕事の魅力発信事業」を実施します。
- 保育部会のみなさまや、府内の指定保育士養成施設と連携しながら、高校生に向けたイベントや保育実習よりも踏み込んだ就労体験に取り組むたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

Ⅲ 物価高騰等に対する福祉サービス継続のための基盤強化

Ⅲ - 1. 経営状況悪化に対応した財政的支援の実施

物価高騰やインフレの影響により、食費・光熱費・委託費などの経費が上昇し、社会福祉施設の経営は深刻な状況にあります。

社会福祉法人・福祉施設は、他産業のようにサービス料金の引き上げによって対応することができず、各施設による経営努力もすでに限界に達しています。

また、新型コロナウイルス感染症が「5類」へと移行した後も、施設内での感染症拡大防止に向けた取り組みは継続されていますが、感染症対策に伴うかかり増し経費への補助が廃止されたことにより、さらなる経費負担が経営を圧迫しています。

府民の生活を支え続ける福祉サービスの基盤を確保するために、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」などを活用した支援施策の継続や、大阪府独自による迅速な支援の検討・実施を提案します。

あわせて、各自治体に対しては同交付金等の確実な確保を促すとともに、国に対してはさらなる財政措置および支援施策の拡充を働きかけることを求めます。

さらに、建設費等の高騰により、施設の建替えや大規模修繕等の実施が困難となっている現状を踏まえ、施設整備補助金の大幅な引き上げを国に要望することも提案します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 福祉総務課

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

- 物価高騰が続く中、その影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度では「社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第4弾）」を実施し、社会福祉施設等に対して支援を行っています。

福祉部としても、今後の同交付金の動向を注視し、必要な支援等について検討してまいります。

（救護施設）

- 物価高騰による施設の負担増については認識しており、引き続き国に対して事務費支弁基準の引き上げを要望してまいります。

（障がい福祉）

- 電気・ガス料金及び燃料費を含む物価高騰の影響について、報酬額に適時、適切に反映するよう、国に要望しているところです。

- また、施設内での感染症拡大防止に向けた取り組みについては、障がい福祉サービス事

業所等に義務付けられた業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を支援するため、事業所向けに策定研修を実施するとともに、研修内容を抜粋した動画を提供するなど、感染症対策に必要な情報の提供を行うとともに、継続して感染症対策に係る支援を行うよう国に要望しているところです。

- 老朽化した施設の建替や大規模修繕については、「社会福祉施設等施設整備補助金」を活用いただいておりますが、実工事費単価の実態に応じ、施設整備に係る補助単価を早期に引き上げを行うよう国に求めているところです。
- 今後とも、物価高騰並びに感染症対策を安定的かつ確実に実施できるよう必要な支援の充実について国に要望してまいります。

（高齢介護）

- ガソリン代や電気・ガス料金を含む物価高騰による介護事業者の負担増について、介護保険サービスの安定的な供給確保の観点から、介護報酬において、物価高騰を踏まえた改定の効果と、食費に係る基準費用額の据え置きや訪問介護等における基本報酬の引き下げ等の影響を踏まえ、介護報酬の臨時改定等の措置を講じ、適切に評価・反映するよう国へ要望しております。
- また、感染防止の対策や必要なサービスの継続提供ができるよう、引き続き、国において衛生資材の安定供給に向けた取組みを進めるとともに、感染防止対策など支出増に直面する社会福祉施設等への経営安定化のための財政支援などを行うよう要望しております。
- 「大阪府老人福祉施設等整備費補助事業」にて、高齢者施設の建替えを補助対象としているところです。

大規模修繕については、国に対して、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業」メニューを恒久的な補助事業として制度化し、全額国庫負担もしくは、地方負担部分に十分な財源措置をするよう要望しております。

また、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金」において、介護施設等を１施設創設することを条件に大規模修繕又は耐震化を広域型施設１施設に行う事業があります。

今後ともこれらの制度を広く活用いただけるよう、制度の周知に努めてまいります。

（保育所等）

- 物価高騰による施設運営への影響は、児童福祉施設においても生じており、今後も続くものと認識しています。
- 施設の運営に必要な費用については、国において、公定価格の見直しにより一律の持続的な対策を行うことが望ましいと考えており、物価高騰を踏まえた単価設定となるよう、国に対し要望しているところです。

- 今後とも、児童福祉施設が、安定的に運営できるよう、財政支援をはじめとする、必要な支援の充実について国に要望してまいります。

（児童養護施設等）

- 児童養護施設等の入所施設における事務費用については、本質的には措置費で財政支援すべきものであるため、直面する物価高騰等を踏まえた措置費設定をするよう国に要望しているところです。
- また施設の建替や大規模修繕については、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し施設の環境改善等が図られるよう、年度計画どおり全件採択されるよう国に要望しているところです。
- 今後とも、児童養護施設等への財政支援の充実について、国に対し要望してまいります。

IV 大規模災害を想定した福祉支援体制の充実・強化

IV - 1. 被災地情報の共通のプラットフォームの構築

福祉支援関係団体間において、被災地における被災状況や被災施設状況などを効率的に収集し、共有できるよう、行政で集約された情報を共通のプラットフォーム（例：「D24H」災害時保健医療福祉活動支援システム）で迅速に共有できるようシステム等の整備されることを提案します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 福祉総務課

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

- 府では、各施設の被災状況を効率的に収集するため、国が整備した災害時情報共有システム（以下「共有システム」）を活用し、社会福祉施設等の被害状況を、迅速に集約する体制を構築しております。

この共有システムでは、食料や飲料水、薬、マスク、消毒液などの物資支援の必要性に加え、ガスの供給状況や冷暖房の稼働状況、さらには介護職員や看護師等の人的支援の必要性についても把握することが可能です。

- 府としては、これらで収集した情報をもとに、被災状況および支援ニーズを把握し、必要に応じて関係機関と情報を共有しながら、迅速かつ適切な支援を検討することとしています。

今後も引き続き、災害発生時に速やかに被害状況の確認及び情報の共有が行えるよう、共有システム訓練等を通じて各施設からの回答率の向上を図ってまいります。

- なお、救護施設については、当該システムの対象となっていないため、救護施設が対象施設となるよう、国に対して要望しているところです。

Ⅳ - 3. 大規模災害等に備えた社会福祉施設・事業所等の連携強化

市町村域を基盤とした相互支援体制の強化に向けて、「地域貢献委員会（施設連絡会）」等を活用し、市町村域における施設・法人間の連携や、相互応援協定の締結が促進されるよう、大阪府としての積極的な支援を提案します。

また、広域避難等に関しては、国・都道府県・市町村が策定する支援計画等との整合性を図りつつ、社会福祉協議会や経営者協議会における近畿ブロックと連携・協働し広域的な避難支援の円滑な実施が可能となるよう、大阪府において支援体制の構築に取り組まれることを提案します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 福祉総務課

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

- 社会福祉施設等においては、災害時に自施設だけでは対応が困難な場合に備え、施設間での応援体制を整備する「共助」の仕組みが重要であると認識しております。

府では、災害時における施設間の相互支援体制の強化を目的として、「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」を策定し、応援内容や連絡体制、物資・人材の提供方法などを明記した協定の締結を支援しています。

- また、広域避難を含む、被災施設等の入所調整や移送等の課題については、今年度から新たに設置いたしました福祉調整本部において、発災時に適切な対応ができるよう、今後検討を進めてまいります。

- 今後も、地域における福祉施設の連携強化と災害時の支援体制の充実に向けて、関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

【老人施設部会】

1. 特別養護老人ホームの食費の基準費用額の見直し

高齢者福祉・介護施設においては、ケアの質の向上や業務改善といった日常業務に加え、頻発する感染症への対応や慢性的な人材不足により、厳しい運営状況が続いています。

介護関連9団体が令和6年8月から9月にかけて実施した調査によれば、令和2年と比較して令和6年の電気代は155%、給食用材料費および給食委託費は156%にまで増加しています。また、全国老人福祉施設協議会が実施した物価高騰が食費に及ぼす影響調査によると、特別養護老人ホームにおける令和6年6月の利用者一人一日あたりの食費は1,753.8円（うち給食材料費918.7円、調理員人件費835.1円）であり、令和4年6月と比較して91.0円の増加が見られました。一方、食費に係る基準費用額は令和3年8月に1,445円へ見直されて以降、据え置かれたままであり、多くの施設が利用者負担額をこの基準額に設定していることから、増加分の価格転嫁ができない状況です。

この調査結果をもとに、平均的な規模の特養における給食関連の収支を試算したところ、月あたり571,434.6円の赤字が発生しており、極めて深刻な経営実態が明らかになっています。さらに、令和6年11月の総務省による消費者物価指数では、令和3年比で食料価格が21.4%上昇（生鮮食品を除く食料は19.9%上昇）しており、特に米の価格高騰の影響が続いています。加えて、最低賃金については、過去最大の全国平均51円の引上げが実施されており、施設経営への影響は一層大きくなっています。

このような状況のもと、今後も食費にかかる経費のさらなる増加は避けられず、施設の創意工夫による対応はすでに限界に達しており、入居者・利用者に対する食事の質を維持することが困難な事態となっています。

については、高齢者福祉・介護施設が安定的な経営を維持し、入居者・利用者のQOL（生活の質）を確保するためにも、現在据え置かれている食費の基準費用額（1,445円）については、次回の介護報酬改定を待つことなく、早急に引き上げていただくよう、国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- ガソリン代や電気・ガス料金を含む物価高騰による介護事業者の負担増について、介護保険サービスの安定的な供給確保の観点から、介護報酬において、物価高騰を踏まえた改定の効果と、食費に係る基準費用額の据え置き等の影響を踏まえ、適切に評価・反映するよう国へ要望しております。

2. 「大阪府指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所選考指針」の見直しに向けた協議

国は令和5年度に、要介護1・2の方の特例入所に関する指針について、従来の4類型（認知症、虐待等）に加え、「地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情」を認める内容への見直しを行いました。一方、大阪府における入所選考指針は、平成27年2月27日の施行以降、現在に至るまで変更がなされていません。

複雑かつ複合的な課題を抱える世帯が増加し、地域におけるセーフティネットとして特別養護老人ホームへの期待が一層高まるなか、その機能と役割を十分に果たすためにも、現状に即した入所選考指針の見直しに向けて、協議を進めていただきますよう要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- 例年実施している大阪府の「特別養護老人ホーム入所申込状況調査」において、府内の要介護3以上の特養入所申込者数（待機者数）は依然として高い水準にありますが、年々減少傾向にあり、現入所選考指針は一定、有効に働いていると思料いたします。
- 高齢者を取り巻く環境の変化、地域における特別養護老人ホームの役割を踏まえ、指針の改定について検討してまいります。

3. 広域型特別養護老人ホームならびに軽費老人ホーム・ケアハウスに対する大規模修繕工事への補助制度の創設

特別養護老人ホームは、常時介護を必要とし在宅での生活が困難な高齢者に対して、また軽費老人ホーム・ケアハウスは、低所得の要介護高齢者に対して、安全・安心な住まいの場を提供する、公共性の高い福祉施設です。これらの施設では、要介護度の重度化が進む入居者に加え、精神疾患や知的障がいを抱える方、DVや虐待の被害を受けた方など、社会的支援を必要とする多様な方々を受け入れ、それぞれのニーズに応じた支援を行っています。

一方、物価高騰や人材確保にかかる費用の増大に加え、軽費老人ホームについては、平成16年度に事務費補助金が一般財源化されたのを機に、老人福祉施設運営助成費や民改費加算の廃止など、運営に関する加算がすべて廃止されました。

近年一部の事務費・生活費の見直しは行われたものの、処遇改善は依然として不十分であり、人件費の確保が困難な状況が続いています。

こうしたなか、措置制度時代や介護保険制度を見据えて整備された特別養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスでは、施設の老朽化が著しく、大規模修繕などの設備改修が喫緊の課題となっています。経営基盤も極めて脆弱となっており、施設の継続的な運営に支障をきたしかねない状況です。

については、新たな施設整備を条件とすることなく、既存施設の大規模修繕工事に対して補助が受けられる制度を早急に創設していただきますよう、国への強い働きかけを要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- 軽費老人ホーム・ケアハウスに対する大規模修繕については、国に対して、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業」メニューを恒久的な補助事業として制度化し、全額国庫負担もしくは、地方負担部分に十分な財源措置をするよう要望しております。

- また、「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金」において、介護施設等を1施設創設することを条件に大規模修繕又は耐震化を広域型施設に補助する事業があります。

今後ともこれらの制度を広く活用いただけるよう、制度の周知に努めるとともに、国においても大規模修繕への支援拡充することを要望してまいります。

4. 介護テクノロジー導入による業務・環境改善の補助金の拡充

介護職員の業務効率化や負担軽減を図る取組の一環として、介護テクノロジーの導入支援が実施されていますが、現行の制度では選定要件（優先順位）を踏まえた抽選が前提とされており、十分な支援とはいえない状況にあります。高齢者福祉・介護施設において、ケアの質の向上や業務の改善を着実に進めていくためにも、補助金の拡充を図っていただきますよう、国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- 大阪府では、平成 30 年度より国の地域医療介護総合確保基金を活用し、介護テクノロジーの導入費用に対する補助を年々増額しながら実施しております。
- 令和 6 年度には、導入の加速化を図るため、国の経済対策の補助金を活用し、令和 5 年度と比較して予算を倍増して補助を行いました。また、令和 7 年度においても、同様に国の経済対策の補助金を活用し、令和 6 年度と同規模の予算を措置し、補助を進めているところです。
- 引き続き、介護事業所等への介護テクノロジーの導入を進め、働きやすい職場環境づくりを支援できるよう、大阪府において補助を進めるとともに、国に対しては、継続して補助するための恒久的かつ安定的な財源を措置するよう要望してまいります。

5. 軽費老人ホーム・ケアハウスならびに養護老人ホームが、地域の高齢者の生活を支え、セーフティネットとしての使命を継続的に果たせるよう、市町村に対して厚生労働省及び総務省から通知されている利用料等の改定等に向けた大阪府による支援の実施

軽費老人ホーム・ケアハウスは、自立した生活に不安のある方をはじめ、地域の高齢者の生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、入居者の減少に加え、多くの地方自治体において事務費補助金等の改定が長年行われず、さらに昨今の物価高騰の影響も相まって、極めて厳しい事業運営を強いられています。

福祉医療機構の調査によれば、一般型ケアハウスにおける赤字施設は2年連続で半数を超え、収支差率も2年連続でマイナスとなっており、まさに危機的な経営状況にあることが明らかです。

また、養護老人ホームにおいても、住環境や人的支援に課題を抱え、経済的にも困難を抱える高齢者を支援する施設として、困窮高齢者の最後の砦となっています。しかし、措置者数の減少や、一般事務費等の改定が長年なされていない現状に加え、物価高騰の影響により、こちらも深刻な運営状況に陥っています。

福祉医療機構の調査では、赤字施設が3年連続で半数以上を占め、収支差率も同様にマイナスが続いており、施設経営は危機的水準にあります。

このような状況を受けて、厚生労働省および総務省は、令和6年度の介護報酬改定や介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応、地方自治体による独自の改定等について、昨年度から各種通知を発出し、地方自治体向け説明会も開催しています。

については、軽費老人ホーム・ケアハウス並びに養護老人ホームが、大阪府内における高齢者福祉の基盤を守り、地域共生社会の推進に寄与し続けていくために、以下の項目について、市町村に対し必要な支援が行われるよう強く要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- 養護老人ホームは、地域において不可欠なセーフティネットとしての存在意義があり、養護老人ホームのソーシャルワーク機能は、地域包括ケアシステムの中でもその役割が期待されています。
- 令和6年度介護報酬改定や介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応については、市町村において適切に対応されるよう周知しているところです。
また、地方独自の改定についても、同様の対応としております。
- 軽費老人ホームは、無料または低額な料金で老人を入居させ、日常生活上必要な便宜を図る施設であり、低所得で日常生活を営むことが難しい高齢者の生活を支える施設として、その役割が期待されております。
- 令和6年度介護報酬改定や介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた対応については、大阪府において適切に改定を実施し、従前の処遇改善や消費税引上げの際も適切に改定を実施したところです。

- 引き続き、軽費老人ホーム並びに養護老人ホームの補助金及び措置費について、情報収集を行うとともに、市町村に対しても情報提供を行ってまいります。

6. 養護老人ホームが、高齢者のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、市町村に対して養護老人ホームに関する理解促進と、入所措置が必要な高齢者に対する適切な活用に向けた大阪府による支援の実施

養護老人ホームは、地域におけるセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、身体状況にかかわらず（※平成 18 年老人福祉法改正）環境上・経済的理由により養護が必要な方々を支援する施設として機能しています。

また、地域包括ケア時代においては、自施設の入居者支援にとどまらず、地域の高齢者等をも対象とした総合相談窓口（ワンストップ）の拠点として、地域住民や関係機関との連携を強化しながら、身体的には自立に近いものの、社会的・経済的に課題を抱える方や、要介護度が低いため特別養護老人ホーム等への入所につながらない方など、多様な高齢者に対応する「住まいの受け皿」としての機能が期待されています。

このように、養護老人ホームは地域の安心・安全の拠点として新たな役割を担いながら、日々支援に尽力していますが、措置権者である市町村においては、制度全体の理解や「入所措置」に対する認識が不十分な事例も見受けられます。その結果として、必要な措置が講じられず、利用者数が極端に低迷する施設や、やむなく定員を削減せざるを得ない施設が生じるなど、施設運営に深刻な影響が及んでおり、このままでは継続的な運営が困難な状況です。

については、養護老人ホームが今後も高齢者のセーフティネットとしての使命を果たしていくために、市町村に対し、制度理解の促進とともに、入所措置が必要な方に対して適切に活用されるよう、大阪府として積極的な支援を行っていただきますよう要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- 養護老人ホームは、地域において不可欠なセーフティネットとしての存在意義があり、養護老人ホームのソーシャルワーク機能は、地域包括ケアシステムの中でもその役割が期待されています。
- 市町村に対して、入所措置すべき者の適切な把握や、入所判定委員会の定期的な開催、所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、引き続き、周知してまいります。

7. 介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保・定着へ向けた処遇改善と職場環境の改善

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるため、家族も含めた幅広い支援を行っており、介護保険法においてケアマネジメントの専門職として、その重責を認識しながら役割を果たしています。利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもとより、医療・介護連携の推進、介護保険外のサービスへの対応、家族介護者の離職防止のための相談支援、市町村独自の生活支援サービスの開発、さらには災害時における被災者支援など、年々その専門性は高まり、多岐にわたる役割が求められています。

また、公正中立なケアマネジメントの実現に向けて、利用者が納得するまで各種サービスの提示・説明を行い、利用者の状態に応じたきめ細かな意思決定支援を行っています。

近年では、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、家族機能の低下や認知症等に起因する通院・入院時のサポートなど、新たな支援ニーズが拡大しています。こうした本来業務の範囲を超える支援についても、必要に迫られ、無報酬で対応せざるを得ない場面が増加していることは、厚生労働省の「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」でも指摘されています。

こうした状況の中、介護支援専門員の過重な業務負担や処遇面での課題に加え、カスタマーハラスメント等の深刻化により、離職や介護支援専門員実務研修受講試験の受験者減少といった人材確保上の課題も深刻化しています。主任介護支援専門員の確保も含め、今後さらに厳しさを増すことが懸念されます。

については、介護支援専門員が、より質の高いケアマネジメントを継続して実践できるよう、カスタマーハラスメントへの対応を含む業務環境の改善とともに、処遇改善加算の対象化や介護報酬の引き上げ等による処遇改善が早急に図られるよう、国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

- 令和6年12月に厚生労働省より「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理が示されたことにより、同月、介護支援専門員の法定研修の負担軽減や他産業・同業他種に見劣りしない処遇改善について、国に要望したところです。

なお、検討会の結果については、令和9年度介護報酬改定に向け、国の審議会等において制度を含め、更なる議論がなされることになります。

- カスタマーハラスメントへの対応については、今年度、大阪府内の介護事業者及び従業者を対象とした相談窓口の設置や動画の配信による研修を実施いたします。

- 本府としましては、引き続き国の動向を注視しつつ、国に対して要望してまいります。

8. 訪問介護が質の高いサービスの提供が継続できるよう、大阪府による国への働きかけの実施

訪問介護は、在宅ケアの中核として、利用者の重度化防止や自立支援に資する質の高いサービスを提供しています。加えて、利用者に最も身近な存在として、消費者被害や特殊詐欺の未然防止、ヤングケアラーの早期発見など、公的サービスの枠を超えた重要な役割も担っており、地域にとってなくてはならない存在となっています。

しかしながら、令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護に対する報酬が2%以上引き下げられたことに加え、慢性的な人材不足や物価高騰の影響も重なり、とりわけ小規模な事業所では、業務効率化による経営改善の余地が乏しく、経営環境は極めて厳しい状況にあり、実際、休廃業の件数が過去最多を記録するなど、深刻な実態が明らかになっています。

このような現状は、国が掲げる「誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの実現」という方針と乖離しており、次の定期改定を待たずに、臨時改定などの緊急的な措置を速やかに講じるよう、国に対して強く働きかけていただきますよう要望します。

また、特定事業所加算は、介護福祉士等の専門人材を確保し、質の高いサービス提供体制を構築している事業所を評価するための加算であり、本来は推進すべき制度ですが、現在は区分支給限度基準額の対象となっていることから、在宅ケアのニーズが高い利用者に対して、サービス提供を抑制せざるを得ない状況が発生しています。

一方、類似の目的をもつサービス提供体制強化加算については、限度基準額の対象外とされていることを踏まえ、訪問介護が地域包括ケアシステムの中でその役割を十分に発揮できるよう、特定事業所加算を限度基準額の対象外とするよう、国に対してあわせて強く働きかけていただきますよう要望します。

【府からのコメント、方針等】

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

○ 訪問介護等における基本報酬の引き下げによる影響を踏まえ、介護報酬の臨時改定等の緊急的な措置を速やかに講じることについて、国に要望しているところです。

○ 国の政策上の配慮として、サービス提供体制強化加算は、介護職員処遇改善加算とともに「介護職員の処遇改善に資する加算」と考えられ、区分支給限度基準額の対象外とされています。

府としては、基本報酬や加算のあり方について、経営実態に応じて必要な検討を行うよう、引き続き国に求めてまいります。